

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和八年八月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和八年九月十一日（金）九時三十分から十一時まで

松伏町役場 第二庁舎三階 三〇一会議室

イ 令和八年九月十一日（金）十三時から十四時三十分まで

吉川市役所 庁舎三階 三〇三会議室

ウ 令和八年九月十一日（金）十五時三十分から十七時まで

越谷市役所 第三庁舎四階 環境経済部会議室

三 事業者の氏名及び住所

東埼玉資源環境組合 管理者 福田 晃

越谷市増林三丁目二番地一

四 意見を聴こうとする事項

東埼玉資源環境組合が作成した第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見